

博士学位論文審査要旨

2021年6月28日

論文題目： 日本における内部統制監査の現状と問題—日米の制度比較を通じて—

学位申請者： 飯田 亜子

審査委員：

主査： 商学研究科 教授 佐藤 誠二

副査： 商学研究科 教授 志賀 理

副査： 商学研究科 教授 中川 優

要 旨：

本論文は、日本における内部統制報告制度を取り上げ、とくに、当該制度の実効性に強く関わる内部統制監査に焦点づけて、その現状とそこに内在している問題点を、日米の制度比較を交えながら明らかにしようとしたものである。日本における内部統制報告制度は、2006年に成立した金融商品取引法により導入された。しかし、制度適用から約15年経過した現時点において、不正会計や不適切会計の度重なる発覚も背景にして、内部統制報告制度の実効性を問題視する意見や制度見直しの必要性が多方面から提起されてきている。本論文は、そうした状況を前にして、主に、「内部統制監査制度の実効性を確保するための改善策を提示する」ことを前提として、内部統制監査の実効性を脆弱なものにしていると考えられる制度に内在する要因を析出することを目的にしたものである。

本論文は三つの部分から構成される。第一は、過去15年にわたる内部統制監査をテーマとする日米における先行研究（約290本の論文）の棚卸しを通じて、本論文の考察視点を再確認した部分、第二は、日本における内部統制制度の初期段階から現行の内部統制報告制度が導入されるまでの歴史的経緯ならびに内部統制報告制度の発足以降、当該制度とりわけ内部統制監査制度における監査基準について、日米の比較検討を行った部分、そして、第三は、第二部分の考察を裏付けするうえで、内部統制監査の制度的実施者である公認会計士を対象として実施したインタビュー結果を分析・検討した部分である。この構成の中で、本論文は、監査基準で具体的例示を多く設ける日本の監査基準の場合、監査人の職業専門家としての判断を要するプロセスが減ぜられ、形式的な監査にとどまっており、結果として、企業のリスクの相違に関係なく、標準的な内部統制監査が実施される状況を招いていること、そして、その点が各企業の状況に応じてリスクを考慮し決定した評価範囲が異なるアメリカとは大きく異なる点を析出している。

本論文は、結論として、ディスクロージャーの信頼性を確保するための内部統制報告制度へと変わっていくためには、監査人の判断を駆使して、企業のリスクに見合った内部統制監査が促されるような内部統制監査基準へと改定していくべきである、と述べている。では、その場合、具体的に基準のどのような内容の改定が必要なのか、その点について、残念ながら本論文は触れていない。監査基準を改善する具体的方向性については、経営者が実施主体となる内部統制報告制度とともに、少し関連付けて言及することも必要だったように思われる。

とはいえ、本論文は、その全体の構成を通じて、数多くの文献・歴史的資料を用いながら丹念な論証を経た学術的研究成果である。また、説得力ある議論も随所に展開されており、将来の内部統制監査制度の再構築にむけて、現行制度の問題点への意義ある指摘も提供している。

近年、内部統制監査を含めて会計監査人監査に対する脆弱性の問題が指摘され、より機能的な制度へ向けての改革論議が盛んになされているが、まだ、その方向性は明確には定まっていない。そうした状況下で、本論文は、我が国における内部統制監査にとどまらず会計監査人監査の課題を再認識するという点でも有効な示唆を提供して居り、学術的な貢献も果たしているといえる。

以上から、本論文は博士（商学）（同志社大学）の学位を授与するに相応しい内容を十分有しているものと評価できる。

総合試験結果の要旨

2021年6月28日

論文題目： 日本における内部統制監査の現状と問題—日米の制度比較を通じて—

学位申請者： 飯田 亜子

審査委員：

主査： 商学研究科 教授 佐藤 誠二

副査： 商学研究科 教授 志賀 理

副査： 商学研究科 教授 中川 優

要 旨：

われわれ審査委員は、2021年6月1日14時00分から約1時間半にわたって、上記学位申請論文についての口頭試問および総合試験を実施した。

申請者による学位申請論文の論点並びに構成についての要旨説明を得たうえで、審査委員は当該申請論文における論理展開の内容、先行研究との関係、インタビュー調査の内容、専門知識および用語の理解について質疑応答などを通じて、厳正な審査を行った。申請者は、審査委員の質問に対して誠実に対応し、的確に応答した。それらの結果、申請者の専門的知識、研究能力、当該研究領域における申請論文の貢献度について確認できた。また、本論文は多数の外国文献（英文）を参照、引用しているが、質疑応答に加えて、論文の読解力から、申請者が十分な語学力（英語）を有していることも確認した。

よって、総合試験の結果は合格と認める。

博士學位論文要旨

論文題目： 日本における内部統制監査の現状と問題—日米の制度比較を通じて—

氏名： 飯田 亜子

要旨：

内部統制報告制度の導入から10年以上が経過した現在、金融庁および日本公認会計士協会から内部統制報告制度の実効性を確保するための提言が行われていることなども背景にして、日本の内部統制報告制度は改善の必要に迫られている。そこで本研究は、内部統制報告制度のなかでも、特に内部統制監査の実効性を確保するための改善策を提示する前提として、内部統制監査の現状と問題を把握し、その内在的な要因を明らかにしようとしたものである。なお本研究においては、我が国の制度構築の範となったアメリカの内部統制監査との比較を通じて、日本の内部統制監査の問題について論じている。

第1章では、本研究の目的と各章の構成を示した。

第2章では、内部統制監査に係る先行研究の棚卸しを実施している。これは、一定の範囲内ではあるものの、内部統制監査について現時点で明らかになっている論点を整理するなかで、日本における内部統制監査への分析視点を見出すことを目的としている。

その結果、日本の内部統制監査は形式的になっている側面があるという論点が導き出された。アメリカを範として内部統制報告制度を導入したにもかかわらず、アメリカでは同様の論点が発見されなかったことから、日米の内部統制報告制度には制度の導入時、あるいは制度を導入した後の運用時に何らかの相違があるのではないかと予想した。そしてその相違点に、日本における内部統制監査に内在する要因が存在しているのではないかと考えた。そこで本研究では、内部統制監査の分析を次の2つの視点を中心として行なった。第一に、日米に内部統制報告制度が導入されるに至った歴史的経過に着眼し、第二に、内部統制報告制度が導入された後の運用面として、両国で実施されている内部統制監査の特徴に着眼した。

第3章では、アメリカにおいて内部統制報告制度が導入された目的を歴史的に考察している。アメリカでは貸借対照表監査が行われていたとき、期中取引の正確性を担保するために監査の過程で内部統制が認識された。そして、その後の財務諸表監査では、試査の範囲を決定するために内部統制の信頼性を評価した。ところが、度重なる会計不正を受けて財務諸表監査にリスク・アプローチが導入されると、経営者不正に対応するために内部統制のリスクを評価することが求められた。しかしそれでも会計不正は後を立たず、対応策について多くの議論が行われた。その最中にエンロンなどの経営者層による大きな会計不正が生じ、これを契機に内部統制報告制度が導入された。このような経緯から、アメリカでは内部統制報告制度を導入することで、財務諸表監査とは異なるアプローチによって経営者不正に対応することが考えられていたと推論される。

第4章では、日本において内部統制報告制度が導入された目的を歴史的に考察している。アメリカから導入された財務諸表監査が行われるようになると、日本では試査の範囲を決定するために内部統制の信頼性を評価した。その後、財務諸表監査にリスク・アプローチが取り入れられると、経営者不正を視野に入れた内部統制のリスクを評価するようになった。しかし、その後も有価証券報告書における不実記載などが続いたため、ディスクロージャー制度の信頼性を回復するための施策が検討され、アメリカを参考にして内部統制報告制度が導入された。

ただし、内部統制報告制度導入時における日本企業では、内部統制の実質的な意義について

理解を得ておらず、内部統制は未だその実態を伴ったものではなかった。そしてアメリカのように、経営者不正に対応していかなければならないという長年の議論の末に内部統制報告制度が導入されたわけではなく、アメリカを参考にして金融庁が内部統制報告制度の導入を企図し、その後、畳み掛けるように関係する基準等が設けられている。このような内部統制報告制度導入時の日本企業における内部統制の整備状況、および内部統制報告制度の導入に至るまでの議論に鑑みて、日本では内部統制報告制度の導入によって、企業に内部統制を実質的に定着させることを中心目的として捉えていたといえる。

第5章および第6章では、内部統制監査基準に内部統制報告制度の導入目的がどのように反映されているかについて考察した（第5章）。そして、内部統制監査基準が実務で如何に適用されているかについての監査人へのインタビューを行なった上で、日本における内部統制監査の現状と問題、およびその内在的要因について明らかにしている（第6章）。

アメリカでは、経営者不正に対応するという目的のために内部統制報告制度が導入されたことから、監査人の判断によってリスクに応じた内部統制監査を実施するべく、内部統制監査基準は原則的な規定となっている。一方、日本では企業に内部統制を実質的に定着させることを目的として内部統制報告制度が導入されたことから、経営者が自ら内部統制を構築して評価しやすいように、またコストを抑えることができるように、内部統制評価の手の絞込みが可能となる具体的な例示が内部統制監査基準に規定されている。このことから、日米の内部統制監査基準にはいくつかの相違点が見受けられるが、なかでも主な監査実務の差となっているのは、監査計画時の評価範囲の絞込みに関する規定であった。

アメリカでは評価範囲の決定方法に詳細な規定はなく、監査人はリスクを考慮して決定した重要な勘定に基づいて内部統制の評価範囲を決定するため、企業によって対象となる評価範囲は異なる。一方、日本では評価範囲の絞込みに関する例示が規定されている。全社的な内部統制の評価範囲や業務プロセスに係る内部統制の重要な事業拠点の決定に関しては、実施基準の例示規定を参考にしつつも、監査人の判断で評価範囲を広げる場合もある。ところが、評価対象とする業務プロセスについては、財務諸表監査の基準に紐づいて評価範囲を増やすことはあるものの、内部統制監査基準に紐づく対応としては、実施基準の例示である売上・売掛金・棚卸資産の三勘定を評価範囲としていることが確かめられた。また日本の監査実務で三勘定に絞るのは、三勘定が重要であるという監査人による判断というよりは、制度としての慣行による側面が強いことも明らかとなった。

以上により、本研究から得られた結論は以下の通りである。

日本では企業に内部統制の実質的な運用を定着させることを目的として内部統制報告制度が導入されたことから、実務上の制度対応への負担に配慮をして、内部統制評価の手の絞込みが可能となるように具体的な例示を監査基準に示した。そしてインタビュー調査の結果、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を決定する際の三勘定の例示については、制度対応として慣習的に利用されていることが確認された。このことから、監査基準に内部統制の評価範囲を絞り込むための三勘定を例示することによって、監査人の職業的専門家としての判断プロセスが減り、企業によって異なるリスクがあるにも関わらず、制度の慣行として評価対象を三勘定とする傾向があるのではないかと推論される。そしてこの状況が、各方面から日本の内部統制監査の実効性に疑問を投げかけられている内部統制監査の問題を具現しているものとして位置付けられるといえよう。

このように、本研究は日本の内部統制監査基準のあり方に問題があると捉えているものの、そのすべてを否定するものではない。つまり、内部統制報告制度の導入が、企業への内部統制の実質的な定着を目的としていたのであれば、経営者が自ら内部統制の評価がしやすいようにできるだけ具体的な監査基準を作る必要があったろうし、また円滑に内部統制報告制度を導入するため、コストを可能な限り抑えるように評価範囲を絞り込んだ監査基準を作る必要があった

のかもしれない。そして内部統制報告制度が導入された結果として、今日の上場企業で内部統制という概念が十分に浸透していることから判断すると、当初の導入目的は適切に達成されているということも可能であろう。

しかし、内部統制監査の実効性が厳しく問われている状況からすると、日本の内部統制監査基準は、設定されてから何ら変化のないままに適用され続けることで陳腐化してしまっており、今現在求められている目的には対応できていないのではないかと考えられる。そのため、内部統制監査の実効性を確保するには、今日において求められる内部統制報告制度の目的を再度検討し、その目的に見合った監査基準へと改訂する必要がある。

その際には、内部統制報告制度導入の原点に回帰することが必要となろう。日本では証券取引法上の開示情報をめぐる不適正な事例が多発していたことを受けて、ディスクロージャーの信頼性を確保するために内部統制報告制度が導入された。ただし、その当時の日本企業では内部統制が十分に浸透している状況ではなかったため、まずは内部統制を実質的に定着させることを目的とした日本独自の制度作りが行われた。しかし、制度導入から月日が経過して内部統制が日本企業に浸透してきたのであるならば、内部統制報告制度導入時の本来の目的である、ディスクロージャーの信頼性を確保するための内部統制報告制度へと変わっていく必要がある。そのためには、多くの例示規定を含むことで、リスクの異なる企業に同じような内部統制監査が行われてしまう危険性のある内部統制監査基準ではなくて、監査人の判断を駆使して、企業のリスクに見合った内部統制監査が促されるような内部統制監査基準へと改訂していくべきである。

その際、内部統制監査基準を切り口として日本の内部統制監査が有する内面の問題を明らかにしようとした本研究の成果は、今後の内部統制報告制度の改訂に向けての重要な論点を提起し得るものと考えられる。